

平成24年度 財政援助団体等（補助団体等）監査報告

1. 監査の対象

今回の監査は、平成23年度において市が財政的援助を与えた補助団体から10団体（補助交付金13本）及び市が出資している2団体を監査の対象として実施したものである。

（1）補助団体等監査

- ① 根室市町会連合会（根室市町会連合会補助金）
- ② 社会福祉法人根室市社会福祉協議会
（根室市社会福祉協議会補助金）
- ③ 社会福祉法人希望の家（地域福祉事業補助金）
- ④ 社会福祉法人瑠璃瑠福祉会
（民間保育園運営費補助金）
- ⑤ 根室海域ハナサキガニ資源対策協議会
（沿岸漁業振興対策事業補助金）
- ⑥ 根室湾中部漁業協同組合
（水産資源増大対策事業補助金）
- ⑦ 根室集落協定（中山間地域等直接支払交付金）
- ⑧ 合同会社Winma Planning
（空き店舗出店支援事業補助金）
- ⑨ 根室市観光協会（根室市観光協会補助金）
- ⑩ 根室市学校給食協会（学校給食協会補助金）

（2）出資団体監査

- ① 株式会社 根室観光開発公社
- ② 株式会社 根室水産コンビナート公社

2. 監査の期間

自 平成25年 2月26日

至 平成25年 2月27日

3. 監査の場所

監査委員事務局

4. 監査執行者

根室市監査委員 宮 野 洋 志

根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査項目

（1）補助団体等監査

- ① 補助事業の目的に添った執行の当否

- ② 補助に係わる経理内容の適否
- ③ 補助条件、その他補助に関する契約内容の適否
- ④ 補助金の額の当否
- ⑤ 補助事業の効果の当否

(2) 出資団体監査

- ① 出資事業の目的に添った執行の当否
- ② 出資に係る経理内容の適否
- ③ 出資事業の効果の当否

6. 監査の結果及び意見

各財政援助団体から提出された関係書類及び諸帳簿に基づくほか、担当者より所要の説明を受けるなど、個別監査基準における通査の方法をもって監査を実施した。

その結果、各団体とも補助金などに係わる事務・事業の執行については、適正に処理されていると認められた。

しかし、一部において事務処理の改善を要するものがあるので、監査を実施した年度以降も継続して補助事業を進める団体においては、速やかに改善されるとともに効率的な執行について、一層の努力を望むものである。

今回対象とした補助団体等及び出資団体別の監査の概要については、別紙のとおりである。

また、今回の補助団体等の監査を通じて、その所管課に対して別紙のとおり意見を述べたので、検討されることを望むものである。

平成24年度 財政援助団体等（補助団体等及び出資団体） 監査個別事項

1. 補助団体等監査

- NO. 1 根室市町会連合会（根室市町会連合会補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 2 社会福祉法人根室市社会福祉協議会（根室市社会福祉協議会補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 3 社会福祉法人希望の家（地域福祉事業補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 4 社会福祉法人瑠瑠瑠福祉会（民間保育園運営費補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 5 根室海域ハナサキガニ資源対策協議会（沿岸漁業振興対策事業補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 6 根室湾中部漁業協同組合（水産資源増大対策事業補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 7 根室集落協定（中山間地域等直接支払交付金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 8 合同会社Winma Planning（空き店舗出店支援事業補助金）
・ 特記事項はありません。
- NO. 9 根室市観光協会（根室市観光協会補助金）
・ 観光物産センターの利用者数と施設の老朽化を考えた場合、将来的に当センターに隣接するNPO法人望郷の塔「オーロラタワー」を賃借し、賃貸料を支払い観光物産センターの機能及び事業を移設することができないか検討されたい。
現在のオーロラタワーの旧所有法人は固定資産税を滞納していたものであるが、オーロラタワーの固定資産税については、この賃借料により間接的にその一部の納入が期待できると考えられ、市税の収納面からも効果が期待できるものである。
- NO. 10 根室市学校給食協会（学校給食協会補助金）
・ 特記事項はありません。

2. 出資団体監査

NO. 1 1 (株)根室観光開発公社 (出資金)

- ・ 特記事項はありません。

NO. 1 2 (株)根室水産コンビナート公社 (出資金)

- ・ 特記事項はありません。

平成24年度 財政援助団体等（補助団体等）監査による検討事項

◎商工観光課

- NO. 8 合同会社Winma Planningに対する「空き店舗出店支援事業補助金」の監査において、当該補助金は「根室市空き店舗出店支援補助金交付要綱」に基づき補助しているものであり、その趣旨が商店街の活性化やにぎわい創出を目的としたものであることは理解するものの、補助対象となる商店街の区域や業種等及び補助対象経費が空き店舗の賃借料のみであることから、一部の特定の者のみが利益を得るような誤解を招くことも考えられるため、補助対象となる商店街の区域、業種、経費等を再検討されること、及び店舗を構え営業を行おうと考える者に広く本制度の存在や活用の周知を図られたい。